HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	コーポレート・ガバナンスの視点からみた監査役の位置づけ
Author(s)	李, 湘平
Citation	經濟學研究, 57(4), 205-220
Issue Date	2008-03-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32401
Type	bulletin (article)
File Information	ES57(4)_205-220.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 57−4
北海道大学 2008．3

コーポレート・ガバナンスの視点からみた監査役の位置づけ

李　湘　平

1．はじめに

株式会社は，株式の発行により大量の事業資金を集め，それを元手に会社を営む。この運営のプロセスは，巨万の富を急速に築き，多くの人に利益をもたらし，さらに一国の経済発展を促進する。ゆえに，株式会社という企業形態は，現代の経済活動において，極めて重要な役割を担っているといわれる。しかし，大規模な株式会社は強大な経済の力を擁しており，一旦不正ないし不当な行為が発生すると，社会に非常に大きな衝撃を与えるものである。

日本では，バブル崩壊後，企業不祥事が相次ぎ，バブル期の経営の問題点が次第に浮き彫りになっていった。これを背景として，会社の経営者に対するモニタリングまたはコントロール機能の強化といった意味で，コーポレート・ガバナンス（企業統治）の議論が沸騰してきた[1]。

周知のように，現在，コーポレート・ガバナンスの議論は極めて複雑な状況にある。その定義については議論が百出され，いまだに統一的な理解は得られていない。これは，コーポレート・ガバナンスという議論自身が「会社は誰のものか」をはじめ，「いかに経営者をモニタリングするのか」など，諸問題から構成される「問題群」といわれているからである[2]。しかし，その議論の起源をたずねると，株式会社の「所有と経営の分離」の状況において，経営者が非効率的・非倫理的な行動をとる「エージェンシー問題」にまでさかのぼることができるだろう[3]。

いつの時代，どこの国でも「権限の委任」という関係が存在すると，必ずモラル・ハザードといったエージェンシー問題が生じる[4]。こうした状況下で，依頼人が代理人の不正・不当行為を未然に防ぎ，あるいは早期に発見し，損害を最小限に止めるために「モニタリング体制」は必要不可欠である。株式会社の場合，出資者である株主が自ら資本の支配権を放棄し，それを他人，すなわち会社の経営者に委任した以上，依頼人たる株主が，代理人たる経営者に不信感を

1）90年代を通じた日本経済システムの構造改革，そして現在のコーポレート・ガバナンス改革は，バブル崩壊後の日本経済の極度の低迷とともに始まった。花崎他（編）（2003），p.15。

2）コーポレート・ガバナンスの概念に対してさまざまなアプローチがとられている。また，法律，規制インフラ，経済発展のレベルによって多様性にも富んでいるため，現在，「コーポレート・ガバナンス・ジャングル」と呼ばれるような非常に複雑な状況にある。しかし，コーポレート・ガバナンスの議論は，基本的に「企業を統治する目的は何か」「企業を統治する場合，どのような方法によって具体的に企業は統治されうるのか」「企業は誰のものか」という3つの問題に帰結されるだろう。菊澤（2004），pp.1-2。

3）エージェンシー関係にある両当事者（依頼人・代理人）とも自己効用の最大化を追求するので，代理人は必ずしも常に依頼人の利益を最大化する行動をとるとは限らない。この状況では，依頼人は代理人をモニタリングするなどのエージェンシー・コストを負担しなければならないのである。所有と経営が分離している現代企業において典型的なエージェンシー問題が存在する。Jensen & Meckling（1976），pp.308-309。エージェンシー問題の本質は，株式会社の「所有と支配の分離」ということにある。Shleifer & Vishny（1997），Clarke, T.（ed.）（2005），p.6。

4）人々の間で結ばれる契約関係は，すべてエージェンシー関係であるといえる。これについてJensen & Meckling（1976）に詳しい。

解消・緩和するための監査・監督を要求することは，コーポレート・ガバナンス論形成のための１つの重要な基点であろう。

要するに，コーポレート・ガバナンスの中核は，法律違反・権力濫用・無能経営など，不正・不当行為[5]を防止するために，株主が経営者を制御するメカニズムであると考えられる。しかし，資本の保全や運用などを経営者に託した株主は，つねに厳格に経営者を監視する能力も時間もないし，またその必要もないだろう。このため，法は株式会社に監査役を設け，株主のかわりに取締役の職務の執行と計算書類を監査し，その結果を株主に報告するという職務を与えたのである。つまり，監査役は，株主が経営者を有効に規律づけるのに，「見張り」という役割を担うのである。

監査役は，もともとドイツ法を継受し，三権分立(separation of the three powers)の思想に基づいて設置されたものである[6]。商法が監査の概念をコーポレート・ガバナンスに導入して以来，何度の改正を経ても，法は取締役に対する監査を行う専門機関として監査役を維持し続けてきた。また，昭和 49 年以後の法改正の軌跡をみれば，法は監査役に大きな期待を寄せ，会社に対する監査機能の向上を図るために監査役制度を何度も強化してきた。しかし，会社の不祥事が依然として続発している現在，監査役の監査は十分に機能しているとはいい難い状況にある。

ところで，平成 13，14 年の商法改正，そして平成 17 年の会社法の施行などの一連の改革により，監査役制度の強化が図られたが，その一方で会社は従来型の監査役制度か，アメリカ型の監査委員会制度かを選択できるようになった[7]。これは，２つのコーポレート・ガバナンス間での制度競争のみならず，２つの制度の背後にある「監査」および「監督」という２つの概念の「選択と競争」ともいえるのではないかと思われる[8]。

そこで，本小稿では，日本のコーポレート・ガバナンスの特徴を明らかにし，また，監査役制度の歴史や特質を取り上げ，コーポレート・ガバナンスにおける監査役の役割，位置づけについて考えてみたい。

２．コーポレート・ガバナンスの多面性

（１）コーポレート・ガバナンス論の発生

経済発展により会社規模の巨大化，株主の分散化に伴って株式会社の「所有と経営の分離」が進んでおり，企業支配の経営者への集中をもたらしてきた。その「経営者支配」によって，分散された株主が強大なパワーをもつ経営者を制御し，不正・不当経営を防止し，経営効率を促進することが困難となってきた。

1980 年代のアメリカでは，LBO(Leveraged

5) 経営者たる取締役は商法のみならず，刑法，証券取引法，労働基準法，独占禁止法などに違反し，あるいは経営判断の過失，監督責任の怠慢などで株主・会社に損害を与えた恐れがある。

6) 従来の商法は，近代国家における三権分立思想の影響を受け，株主総会，取締役，監査役を定めていたが，取締役会制度を導入した後，意思決定についても基本的重要事項に限り株主総会が行い，業務執行に関する意思決定は取締役会が行う。その業務執行と代表は，代表取締役が行う。取締役の職務執行を監督・監査する機関として取締役会，監査役が定められている。堀口他(著)(1985)，p.107。

7) 平成 14 年改正商法では，委員会設置会社を選択するには大会社かみなし大会社である必要があったが，会社法ではこのような制限は撤廃された。小林(編著)(2006)，p.21。

8) 監査と監督の相違点は，友杉(1993)によれば，監査とは上位者の代わりに第三者が下位者に対して検証・評価・指導を行い，上位者にその結果を意見として報告することである。監査は，水平的な間接統制を果たすために，是正権限を有しなく，助言・勧告を行うという限界がある。一方，監督は，機能的には２人の人間関係が存在し，上位者が下位者に対して人事権などの権限を有し，垂直的な直接統制を果たすことである。日本監査研究学会・監査役監査研究部会(編)(1993)，p.2。

Buyout)による敵対的な買収が横行したが，多くは失敗に終わった。その結果，買収された企業は業績や株価が低下し，従業員の大量解雇が行われ，買収する側に買収資金を融資した金融機関の倒産も相次いだ。また，企業の放漫経営を防ぎ，長期に株式を大量保有する機関投資家，とりわけ年金基金の活動は増え，積極的に会社の運営に関与するようになった[9]。この時期，アメリカ法律協会(ALI)が行い，会社の目的と行為，会社の構造，取締役および株主の役割などに関する一連の審議では，コーポレート・ガバナンスという語彙が用いられて盛んに議論された。これをきっかけとしてコーポレート・ガバナンス論が世界に広がり，大きな注目を集めるようになったのである。

コーポレート・ガバナンス論は，1920，30年代のアメリカに会社不正の根源を探り，会社と経営者のあり方に関する議論・風潮までさかのぼる[10]。1970年代以降，アメリカで株式会社に関する法的研究文献や資料に，コーポレート・ガバナンスという語彙が頻繁に登場してきたようである[11]。一般に，「ガバナンス」(governance)には，管理・支配・統治，そして管理方式・統治方法などの意味が含まれているが，「ガバナンス」の前に「コーポレート」(corporate)[12]という語彙が加えられ，「コーポレート・ガバナンス」となると，その意義はさらに複雑になってしまう。結論から述べると，コーポレート・ガバナンスは，法学，経済学，経営学，監査論など，極めて多面な視点を包含しており，多様な解釈を生み出す複雑な概念である[13]。

（2）コーポレート・ガバナンスの意義

バーリとミーンズは，株式会社における財産の所有権は多数の株主に分散する傾向があるため，株式会社の発展によって最後に必ず「支配なき財産の所有(ownership of wealth without appreciable control)」および「所有なき財産の支配(control of wealth without appreciable ownership)」という2つの結果が生じると指摘した[14]。すなわち，株主は会社の財産の支配力を次第に失っていく一方，経営者は自らのものに属さない会社の財産を支配，運用することができるようになったのである。

こうした「所有と経営(支配)の分離」の状況では，経営者が自らに不都合な情報を隠匿し，株主の利益よりも自らの利益を優先するという恐れがあり得るので，株式会社機関の再構築，企業支配権市場の活発化，会社情報開示の要求，会計監査の充実・強化など，経営者の暴走を防ぐために，幾重もの制度・方策が取られている。これらすべては，コーポレート・ガバナンスの一環として経営者を規律づける機能を果たしていると思われる。

岸田(1996)によると，コーポレート・ガバナンスの本来の意義は，「法人組織としての株式会社における株主・経営者の権限，義務の配置を規制する法的構造」ということである[15]。これは，「会社の実質所有者は出資者・株主であ

9) 80年代の敵対的企業買収をめぐる攻防はアメリカにおけるコーポレート・ガバナンス問題のシンボルであったが，90年代におけるアメリカを象徴するコーポレート・ガバナンスとは，年金基金等を主体とした機関投資家によるコーポレート・ガバナンスであろう。吉川(1994)，pp.64-65。

10) 当時，企業誘致のために，アメリカ各州が競って会社法を緩和した結果，情報開示の無視，株式の水増し発行，委任状制度の濫用など，経営者の暴走行為が頻発していた。日本証券経済研究所(訳編)(1994)，pp.71-72。

11) 同上書，p.69。

12) アメリカでは，「株式会社」のことをコーポレーションというが，イギリスでは，コーポレーションは「法人」を意味する。そのため，コーポレートとは，会社の，企業の，法人(組織)のというのである。奥島(編)(1996)，pp.57-58。

13) 「企業統治」(コーポレート・ガバナンス)という言葉は，法律的，経済学的，経営学的，あるいは会計学的，監査論的，極めて多面的ないしは多義的な視点が付着しているため，理解しづらくなっている。武井他(2007)，p.5。

14) Berle & Means(1932)，p.69。

15) 岸田(1996)，p.120。

る」という思想から発展してきた概念であるといえよう。つまり，経営者の権力の根源は，株主で構成された株主総会にある。換言すれば，経営者の会社を管理・支配する権限は，すべて株主総会から委任・委託されたものである。それゆえ，経営者は，株主利益の最大化を目標にするという前提で会社を営まなければならない。こうした「株主利益優先」の「株主主権論」は，アメリカだけでなく，各国の株式会社に関する法理論の主流であるといわれている[16]。

日本の従来の株式会社の機関設計は，政治上の立法，行政，司法に対応するように，株式会社（監査役設置会社）においては，最高意思決定機関としての株主総会，経営（業務執行）機関としての取締役・取締役会・代表取締役，監査機関としての監査役が存在し，その三者の間には，相互に「チェック・アンド・バランス」の状態が実現されているのである[17]。これに対して，平成14年の商法改正により，社外取締役，指名・監査・報酬委員会，執行役をセットとして，「委員会等設置会社」[18] というアメリカ型の株式会社の機関設計を導入した。株式会社において，株主が経営者の行動を制約，またモニタリングするための権力，責任・権限および義務にかかわる制度設計や構造は，まさに最も原始的な意味としてのコーポレート・ガバナンスであろう。

（3）株式会社における機関設計

有史以来，人間を支配する力は，最初の自然の力から，宗教の力，国家の力，そして産業革命以後，急速に膨大してきた企業の力へと変化してきた。科学技術の革新によって自然が人間にとっての制約となることが徐々に少なくなってきた。また，政教分離，民主主義などの啓蒙思想の発展によって，人間が宗教組織と国家組織を制御することも可能となった。これに対して，昔から企業の力を警戒・制限しようとする論説や行動は絶えず続いているが，今日，規制緩和や自由競争などの特徴を持つ新自由主義市場経済体制においては，「企業が巨大な怪物となった」[19] ということが特徴としてあげられる。

現在，コーポレート・ガバナンス論は極めて錯綜した状況に陥っている。それは，「巨大な怪物」となった大規模な株式会社の統治問題を探究するのが非常に重大な課題であり，単に1つの観点と手法で説明・解決できないからであると思われる。しかし，コーポレート・ガバナンスの本質は，「企業権力の正当性」「企業権力の制御」，すなわち「会社は誰のものか」ならびに「いかに経営者を規律づけるのか」，その2つの問題に帰結するであろう[20]。

16）「株主主権」とは，基本的に，1.「株主が経営者を選ぶ」2.「経営者は株主の利益のために会社の経営を行うことを求められる」という2つの意味を持つ概念である。アメリカ各州の会社法では，経営者は会社および株主のために経営を行うことを求められており，日本法は，株主の利益には触れていないが，一般的に会社の利益とは株主の利益と同義であると考えられている。伊丹他（編）(1993)，pp.226-230。

17）日本法では，「監査役は取締役の職務の執行を監査する（会社法第381条）」「取締役会は取締役の職務の執行を監督する（会社法第362条）」と定められており，監査と監督が使い分けされている。基本的に，取締役会がそれによる選任された代表取締役と，それのメンバーである取締役の職務執行に対するモニタリング行為は，上位機関としての監督であるが，平行機関としての監査ではない。従って，取締役会の監督は，業務執行（業務の決定・執行・監督）という職務の一部であり，三権分立における業務執行権に属するのであろう。宮島(2006)，p.145。

18）「委員会等設置会社」は，平成14年5月「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商法監査特例法）」の改正によって導入されたが，平成17年の会社法では，「委員会設置会社」という名称に変更された。

19）「世界における企業が巨大な怪物となり，グローバルに無限の政治権力をふるう巨人と化している。（中略）大規模な合併によって，企業の力はますます強大となっている。ガソリン，薬品から，水や交通機関，健康，教育といった生活の必要品，さらに学校の新しいコンピュータや地元の畑で植える作物まで，私たちが買う物，使う物はすべて，企業に支配されている。」Hertz (2003)，鈴木（訳），pp.14-15。

ただし，「株主と経営者との間のエージェンシー問題の解決」という観点からすれば，コーポレート・ガバナンス論は，基本的に「株式会社の実質所有者は株主である」とする「株主主権」の側面に焦点を当てなければならない[21]。私有財産制度に基づいた株式会社法制では，株主が出資を通して間接的ながら会社に対する私的所有者となるので，株主がその所有に伴って会社に対するガバナンス権限を持っている[22]。

このことから，コーポレート・ガバナンスとは，「株式会社において法律遵守（コンプライアンス）と効率経営を促すために，株主による経営陣の規律づけに関する法的機関設計・構造である」と考えられるのである。

3．監査役と日本のコーポレート・ガバナンス

（1）監査役の登場

「株式会社で経営陣を規律づける法的仕組み」というコーポレート・ガバナンスの視点からみれば，各国の法制に基づくさまざまな会社の機関構造がみられる。なぜなら，会社の機関設計は，「その国なり文化圏の歴史の産物であり，また経済・産業思想ならびに法・国家政策の反映もあり，その国の経済，さらには文化の中にさえも根付いている社会機構の一部」だからである[23]。

資本主義市場経済体制においては，会社の設立・運営は，原則として当事者の自治によって行われ，いわば「私的自治原則」にしたがうだろう。会社法制度は，その私的自治原則の下，株主の権益を確保するために，経営者の業務執行に対するモニタリングと牽制の必要性を認識し，会社の機関設計に監査と監督の概念を取り入れた。

明治商法は，監査役の会社監査機関としての地位を確立し，監査役の権限を会社の業務および財産全般にも及ぶものとしていた[24]。当時のコーポレート・ガバナンスは，株主からなる株主総会を中心としていた。しかし，一般株主は会社の業務についてよく知らないので，監査役が株主のかわりに経営者である取締役の業務の執行，計算書類などを監査するという役割を担ったのである。明治末期まで大株主が存在していたので，「株主監査人」[25] としての監査役の監査機能が期待されていたが，日露戦争後に泡沫会社が濫設され，日糖事件などの重大な企業不祥事をみた結果，監査役制度が有名無実となって十分に機能しないことが明らかになった[26]。

（2）企業不祥事と監査役制度

昭和 25 年，戦後初めての商法大改正は，株式会社の機関権限の再分配により，アメリカ型の取締役会制度を導入し，取締役会は法律上の

20）伊丹（2000），p.12。

21）現代の大規模な株式会社は，株主のみならず，従業員，消費者などのステークホルダーの利害や生活に密接に繋がっているので，「株主主権」が決して唯一の解答であるとはいえないだろう。しかし，鳥羽（2007）の指摘のように，コーポレート・ガバナンスの概念をおさえる場合の基本的な視点は，株主の視点でなければならない。もちろん，株主の視点を基軸にして，他のステークホルダーの視点を加えることも可能である。鳥羽（2007），pp.80-81。

22）水口（1994），p.53。

23）日本監査研究学会・監査役監査研究部会（編）（1993），p.39。

24）明治 32 年法では，監査役の権限について，「監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シテ事業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及ヒ会社財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得（第 181 条）」「会社ノ為メニ必要又ハ有益ト認ムルトキハ総会ヲ招集スルコト（第 182 条前段）」「株主総会ニ提出セントスル書類ヲ調査シ，株主総会ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス（第 183 条）」などの規定があった。

25）株主監査人とは，監査人が株主でなければならないということである。つまり，監査役の資格は株主に限られている。友岡（2006），p.178。

26）浦野（1970），p.90。

27）昭和 25 年改正前は取締役個人が業務機関として，また会社の代表機関として存在していた（したがって，経営者といってもよい）のに対して，昭和 25 年改正によってアメリカ型の取締役制度を導入した後，取締役個人は会社の機関ではなくなったのである。宮島司（2006），p.178。

会社の機関となり，代表取締役の選任が強制された[27]。同時に，改正商法は，「最高・万能の機関」であった株主総会の権限を縮小し，個別の株主の地位を強化した[28]。また，監査役の株主代表としての経営モニタリング権限が取締役会に移転されたので，監査役は業務監査権がなくなり，株主総会招集の権限も削除され，会計監査権のみが残った。昭和 25 年商法により，会社経営に関する業務の意思決定および取締役の職務執行の監督など，「会社運営の重心」が取締役会に移された結果，取締役会がコーポレート・ガバナンスの中心となったともいえよう。

1960 年代には，日本特殊鋼，山陽特殊鋼の倒産，山一證券の経営危機などの一連の企業不祥事により，株式会社の自主的監視機能の不備が指摘された。当時，公認会計士制度の充実と会計監査の実施に伴い，監査役廃止論が再び出現したが，昭和 25 年商法が期待した取締役会の業務監督機能の無力が露呈し，監査役制度を強化すべきという意見も増えてきた[29]。それに対応して，昭和 49 年の商法改正では，監査役に取締役会への出席権，子会社調査権，取締役の違法行為差止め請求権などが付与された。

これによって，監査役の業務監査権限が復活した[30]。また，商法監査特例法によって，大会社に会計監査人制度が導入されたため，二重の業務チェック（取締役会の業務監督・監査役の業務監査）および三重の会計監査（監査役の会計監査・会計監査人の会計監査・公認会計士等の会計監査）が実施されるという複雑なコーポレート・ガバナンスが形成されることになった[31]。

ロッキード事件，日商岩井航空機事件などの発生を受けて，監査役制度の充実を図った昭和 56 年の商法改正では，監査役は会社の使用人に対しても営業の報告を求め，会計監査人に対しては監査に関する報告を求めることができるようになった。また，商法監査特例法により，大会社は，監査役を２名以上，かつその内の１名以上を「常勤監査役」とすることが必要となったのである[32]。

1990 年代に入って日興証券・野村證券の損失補填，日興銀行の違法融資，イトーヨーカ堂・キリンビールの総会屋事件などの不祥事が相次ぎ，さらに，1991 年の日米構造問題協議においてアメリカ側が株主権利の充実・拡大，そして社外取締役制度の導入を要望した。それに対応して，平成５年の商法改正において，監査役の任期を従来の２年から３年とし，大会社の監査役は３名以上，うちの１名以上は「就任の前五年間会社又は其の子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかった者でなければならない」とするいわゆる社外監査役の規定が設けられ，また，大会社に監査役会の設置が義務づけられた[33]。さらに平成 13 年の商法改正では，監査役の任期が３年から４年に伸長とされ，社外監査役の構成比も半数以上に増やされた。また，社外監査役は，より厳格な独立性を要求されることとなった[34]。

28）昭和 25 年法では，個別株主の地位の向上，経営者に対する監督機能の強化のため，株主の取締役解任請求権，帳簿閲覧権，代表訴訟提起権などの規定が定められた。堀口他（著）(1985)，pp. 8-9。

29）浦野(1970)，p.108。

30）重泉(2004)，pp.12-13。また，昭和 49 年改正商法による監査役制度の改正について，以下の３点があげられている。①監査役の権限が強化された②監査役の地位の代表取締役ないし取締役会からの独立性が強化された③商法監査特例法上の大会社においては，監査役という会社内部の機関による監査のほかに，会計監査人という会社の外部の者による監査が強制されるようになった。今井他（著）(1984)，pp.326-327。

31）日本監査研究学会・監査役監査研究部会（編）(1993)，p.31。

32）同上書，p.32。なお，監査役の報酬を取締役とは別に定款または株主総会で定めることとし，会社は監査費用を理由なく拒否できないこと，虚偽の監査報告書に損害賠償責任があることなどが規定された。重泉(2004)，p.13。

33）仲田（編著）(2005)，pp.65-67。

34）「就任前会社又は其の子会社の取締役又は支配人その他の使用人となったことがない者でなければならない」（旧商法監査特例法第 18 条）。

昭和 49 年商法改正以後，監査役の権限と独立性の強化，大会社への監査役会の設置義務などにより，日本では，取締役会の監督と監査役会の監査という「二重のコーポレート・ガバナンス構造」が形成されたといえよう。また，平成 14 年改正商法により大会社（みなし大会社）は，アメリカ型の委員会等設置会社か，日本に伝統的なガバナンス形態である監査役設置会社かどちらかを選択できるようになった。

（3）日本企業における経営者支配の形成

前述したように，日本法上，コーポレート・ガバナンスの主権者は株主であるが，会社が他の事業法人や金融機関と「株式持合い」「安定株主工作」を通じて権力が経営者に集中することにより，株主主権の理念は貫かれておらず，「経営者支配」という現象が形成されている。

戦後，三井・三菱などの財閥が，GHQ の指令により解体され，財閥が保有した株式は個人に売り渡された。その「経済民主化」[35] の結果，株式買占め，企業乗っ取りが横行し，旧財閥系企業はこの状況に対抗するために，相互に株式を持ち合って企業集団を形成し，安定的な経営権の確保を図ったのである[36]。また，IMF 8 条国への移行に伴う貿易と資本の自由化は，外資による日本企業の敵対的買収の脅威を強めることになった。その脅威に備え，安定株主工作が多くの企業で広く行われた結果，個人の持株比率が下がり，法人株主が急速に増えていった[37]。

「株式相互保有により法人である会社が大株主になっており，個人大株主は消えてしまっている」という「法人資本主義」[38] または「株主の法人化現象」により，安定株主たる金融機関，事業法人は総会で積極的に発言せず，また市場で株式の売買もあまりしなかった。そして，一般の個人投資者は会社経営に無関心で，単にキャピタル・ゲインやキャピタル・リターンを願っているのが普通である[39]。これに対して，株主ではない従業員のほうが，「会社を所有する」という意識を株主より強く持っているようである。さらに，大企業は誰かの所有物ではなく，すべての利害関係者，すなわち「社会のもの」「社会の公器」といったイメージも強いといえよう[40]。

戦後，経済民主化の改革では，資本家が消滅してしまった一方，労働組合の育成によって企業別組合を中心とした労働組合が速やかに広まってきた[41]。また，1950 年代末から経営者が「終身雇用」の観念を受け入れ，その上に雇用・労使関係制度を構築した結果[42]，いわゆる「見えざる出資」[43] を行う従業員たちは感情的に集団への忠誠心が極めて強くなる。さらに長期雇用と内部昇進などの慣習が根強く残る風土において，経営者が従業員の出世頭となり，会社も従

35）財閥解体・株式の民間放出・証券取引法と独占禁止法の制定・会社法の改革といった一連の経済・株式民主化の改革では，財閥解体の一環として大量の株式が財閥一族，持株会社および主要傘下企業から政府へ移転した。1945 年から 1949 年までの期間，株式市場は閉鎖されていたが，1949 年に株式市場が再開された時には，約 70% の株式は個人が保有していた。青木，Patrick（編）（1995），東銀リサーチインターナショナル（訳）（1996），p.60。

36）川北（1994），p.44。

37）伊丹（2000），p.157。また，高度成長期には多くの投資機会に比して資金が乏しかった。金融規制の下，一般的に貴重な資金が政府主導で上場会社に優先的に分配されたので，上場会社は超過利潤を獲得できるようになり，長期に株式の利益率が極めて高く，かつ一時的に低下しても回復力が強かったのである。そのため，高度成長期に会社が株式を相互に長期保有したことは，経済的合理性の視点からも妥当性が認められるのであろう。川北（1994），pp.46-47。

38）奥村（1992），pp.3-4。

39）事業拡大による資金調達額の膨大化，株主数の著しい増加から，もとの株主の所有比率は相対的に低下し，次第に会社資産の使用・処分権を失い，経営者がその裁量を持つようになり，大多数の株主も所有者意識を喪失した。これは，株主総会形骸化の主因であろう。今福（編著）（2003），p.86。

40）加護野（1994），p.88。

41）伊丹（2000），pp.150-165。

42）仁田（1994），p.37。

業員集団となったのである。

また，経営者が総会屋を利用して総会の運営を歪めること，常務会などで実質的な経営意思決定を行うこと，総会開催日を集中すること，そして敵対的買収を好まない風土があることなど，さまざまな原因によって株式会社では経営者支配が強く株主軽視の傾向が一般的にみられている。

（4）経営実態と会社法制の乖離

法的視点からみれば，株式会社には基本的に，「私有性」「営利性」「法人性」「社団性」といった特徴がある。つまり，生産手段の私的所有を基礎とする資本主義経済社会における株式会社は，営利という共通の目的を中心として結合した複数の人格者の団体であり，法によって権利と義務の主体を認められた法人である[44]。また，経済的視点からも，「企業は株主資産の価値を最大化すべく将来にわたる利潤の流列の現在価値を最大化するものとされる」[45]。もし，生産手段の私有が認められないとしたら，資本主義市場経済体制を成立させることができないだろう。

ところで，企業規模の巨大化，株式の分散化が進んでいくとともに，株式会社の所有，支配，目的についての見方は複雑多岐になってきている。実際に日本の経営学者や大企業の経営者の多数は，大規模な株式会社が「利潤を創造する手段でもなく，私人の所有物でもなく，社会全体の一部分である[46]」「経済活動体であるが人間の集団でもある企業は，自分の生存の原資としての付加価値を獲得する以外，社会的認知のための他社への貢献・奉仕，さらに自己実現という主体的動機が存在するのである[47]」といった考え方を支持しているようである。

換言すれば，大企業が「経営者を含む従業員のもの」という人間の集団として従業員の利益をはじめ，すべての利害関係者の利益を調整し，社会に貢献すべきであるという意識は極めて強いのである。こうした状況では，株式会社において株主総会が形骸化し，取締役会と監査役の監督・監査などによるガバナンス機能も十分に働かなくなった。つまり，日本の株式会社の経営実態と会社法制との間には，確かにギャップが存在しているといえるだろう[48]。

しかし，日本企業の経営者支配は，必ずしも「完全な制御なき支配」ではない。法的監査・監督機構などのガバナンス機能はフルに発揮することができなかったが，メインバンク，政府・官庁，顧客・消費者，取引先など会社の諸利害関係者が，ある程度まで経営者の行動を牽制し，不正を抑止することができると考えられるのである[49]。

ただし，バブル崩壊後，企業とメインバンクの関係が弱まり，株式安定保有比率も低下し，また，終身雇用などの雇用と労使慣行・制度も揺らぐ傾向がみられることから，日本企業に対

43）小林孝雄・加護野忠男の研究によれば，年功序列賃金制度の下では，若い時は生産性よりも低い賃金が従業員に支払われ，年を取ると生産性よりも高い賃金が従業員に支払われる仕組みになっている。この若い従業員の差額部分は「見えざる出資」として強制的に企業に投資されるものなので，従業員は見えざる出資者となり，所有意識を持っても不思議ではない。菊澤(2004)，p219。

44）宮島(2006)，p.7。

45）小田切(1994)，p.82。

46）加護野(1994)，p.89。また，奥島(1996)も，「現実の日本の会社の構造を株主主権というかたちでとらえることが果たして正しいかという問題もある。それが，一橋大学の伊丹教授を中心とする，実質的な株主はむしろ従業員ではないかという議論である。私などもかなりその考え方に同調する気持ちが強い」と指摘している。奥島(編)(1996)，p.6。

47）伊丹他(編)(1993)，pp.11-12。

48）経営者支配という現象について，水口(1994)は「株式会社制度として予定された内部機構によるチェック機能が失われた」などの弊害を指摘している。水口(1994)，pp.11-16。

49）例えば，大株主と大債権者，この２つの身分を同時に擁するメインバンクが，企業経営者に対する有力な牽制者ということを導くことができるだろう。菊澤(2004)，pp.254-261。

する利害関係者からの牽制が弱まりつつある。また，資本市場のグローバル化・活発化による外国人投資者，機関投資家など，いわば「ものいう株主」の増加は，株式会社における経営者を規律づける機能に関わる法的仕組み，すなわちコーポレート・ガバナンスの強化を求める声を強めることになるであろう。

4．監査役の二面性

昭和 49 年の商法改正以降，法は株式会社における監査機関である監査役に大きな期待を寄せ，監査役制度の強化を度々図ってきたが，企業不祥事が依然として続発し，今も法の予定する機能は十分に果たされていないといえよう。その原因は，監査役監査をめぐる多くの用語や概念について，詳細な規定や定説があるわけではないということにある[50]。

監査役の本来の姿は，立法者の想定によれば，①資格が株主に限定される「株主監査人」であり，②会社の業務・財務に関する調査権，株主総会招集権などの権限を有す会社の「三権機関」の一翼を担うものである。また，監査役は一般株主より会社経営などについて専門知識を持つ，経営の専門家である。

（1）監査人としての監査役

監査役が行っているのは，取締役等の業務が適法に執行され，株主の利益が損なわれないように注意・監視することであり，それは「監督」ではなく「監査」[51] である。また，利益の追求に関することは取締役の経営判断に任せるべきであるので，監査役の監査は基本的に適法性の監査に限定される。換言すれば，監査役は経営者ではないので，原則として取締役の経営判断に干渉できないのである。

当初，監査役の資格が株主に限定されていたのは，会社の経営に利害関係をもつ者をもって監査役とすることで，監査の適正・厳格な執行を期待し得ると考えられたからである[52]。しかし，所有と経営が分離した株式会社では，会社の経営は専門経営者である取締役に委ねられたので，監査を行う監査役は会社経営などについて専門知識を持つべきではあるが，株主が監査役になっても必ずしも監査能力を持たないことから，十分に職務が尽されないのである[53]。そのため，明治末期に，かかる能力のある人材を求めなければならないとの理由で，監査役を株主の中から選任する制度を改め，株主以外の者から適当な人材を選べるようにすべきであるという意見が出現した[54]。

株主以外の者から適材の者を選べる途を開くことについては，昭和 13 年の改正商法が監査役を株主に限定する規定を削除し，より多くの有能な人材が監査役に就任することができるようになった。しかし，その後，従業員出身の監査役が多くなり，独立性が失われた結果，監査役監査が無機能化した[55]。

なお，日本の会社では，従業員が出世競争を経て監査役に就任する例も非常に多かったということである。この状況では，代表取締役によって任命された監査役は代表取締役のご機嫌を伺っているのが実情である[56]。しかし，平成 5 年の

50）日本監査研究学会・監査役監査研究部会（編）(1993)「発刊に際して」を参照。

51）鳥羽(2007)によると，現代的な意味での「監査」とは，職務・業務の執行についての規準に基づく独立的な評価を行い，不適切な行為や状況があれば，その事実を担当者および責任者に知らせ，事態の改善やしかるべき是正措置を図ることを指導・助言することである。鳥羽(2007)，pp.144-145。したがって，監査役は取締役職務の執行の監査に従事する「監査人」である。

52）浦野(1970)，p.91。

53）久保田(1974)，p.3。

54）また，当時，イギリス法に倣って公認の会計専門家を設置し，会社の計算書類を監査させるべきであるという意見もあった。浦野(1970)，pp. 90-91。

55）日本監査研究学会・監査役監査研究部会（編）(1993)，p30。

商法改正による社外監査役の導入により，監査役が経営執行部から一定の距離を置かれ，その影響を受けずに，より客観的な意見を表明し，さらに社内出身の監査役と異なる観点から監査を行うことで，コーポレート・ガバナンスにおける監査機能が期待されているといえる[57]。

一方，会計専門家に会社の計算書類を監査させることについては，その見解が明治末期にもすでに存在していたが，英米に類する公認会計士制度がいまだ存在せず，そして学者の間では，公認会計士が単に会計の正否を検査することにすぎず，必ずしも会社の業務の全体に精通熟知していないので，監査役を公認会計士に託することに反対の声が強かった[58]。旧商法監査特例法によって会計監査人の監査が導入されたのは，昭和 49 年のことであった。

なお，弁護士，公認会計士などの専門家，または国家試験に合格した者に監査役を限定してもよいといった意見もある[59]。しかし，企業自治・自己責任に委ねるという思考に基づき，現行の会社法では監査役の積極的な資格を要求する規定は設けられていない。

（2）三権機関の一翼としての監査役

権力を持つ者はそれを濫用する恐れがあるので，権力の濫用を防ぐため，権力が権力を抑制する必要がある[60]。その考えを前提に，国家の立法・行政・司法という３つの機関が独立的に分化され，相互に牽制しあって並存されるという三権分立の思想は，啓蒙思想家モンテスキュー（Charles-Louis de Montesquieu）によって誕生したのである。

三権分立は，そもそも専制国家体制がもたらす弊害に対する解決策である[61]が，「所有と経営の分離」という現象が存在する現代株式会社の場合，１人または少数の経営者が強大な権力を握り，その権力の集中と濫用の防止を図るために，会社法は権力分立の思考を取り入れ，三権機関を設けているのである[62]。

国家の場合，司法権は法的規範それ自身の化身として立法と行政に対しても不断に監視・監察し，処罰できるという意味で，理念的あるいは形式制度的には三権の中で最高の権力であるといえる。民主主義国家における立法権は，行政権の行動を牽制・抑制できるだけではなく，司法権よりはるかに政治的権力を持っている。そして，司法権自身の発動も法的支配に従わなければならないため，三権の中で立法権は実質的な最高の権力である[63]。つまり，常に最も新

56）奥島（編）(1996)，p.15。監査役がほとんど機能しない最大の原因は，監査役の人事権を実質的に社長が掌握していることである。また，監査役はこれまで，内部昇進がほとんどであり，社内の役員中での序列も相対的に低かったため，強い独立性を持ち，社長等の業務執行を監査することは困難であった。佐久間（編著）(2003)，p.19。

57）日本監査役協会・監査役スタッフ研究会（関西支部）(2007)，pp.3-7。

58）浦野 (1970)，pp.90-91。

59）例えば，弁護士，公認会計士といった国家試験を経た専門家，あるいはとくに国家試験として「公認監査役試験」制度を新設し，これに合格した者，また，公的機関として「監査役資格審査委員会」を設け，その審査に合格した者に監査役を限定してもよい。松井 (1995)，p.351。

60）野村 (1976)，p.99。

61）本来，三権分立の思考は，絶対君主制における立法機関・行政機関・司法機関という三大機関の分割・分立による相互的牽制策で，民主主義とは直接の関係がない。滝村 (2003)，p.582

62）宮島 (2006)，p.145。

63）滝村 (2003)，pp.595-596。

64）近代政治思想の先駆の多数は，「立法権は国の最高権力である」という考えを支持している。例えば，ロックは「立法権は，一人の手中にあろうと何人かの手中にあろうと，あるいは，常時存在しようと一時的にだけ存在するものであろうと，すべての国家共同体における最高権力である」と指摘している。同上書，p.585。また，ルソーは「政治体の生命のもとは，主権にある。立法権は国家の心臓であり，執行権は，すべての部分に運動をあたえる国家の脳髄である。脳髄が麻痺してしまっても，個人はなお生きうる。バカになっても，命は続く。しかし，心臓は機能が停止するやいなや，動物は死んでしまう」と述べている。桑原武夫・前川貞次郎（訳）(1954)，p.126。

たな国民の総意を代表し，国の指導者を選任し，国の政策・方針を決定する立法機関は，まさに国家の最高機関といえる存在であろう[64]。

それをコーポレート・ガバナンスの概念に照らし合わせれば，法律上，「株主主権」という前提の下で，会社の主権者である株主からなる株主総会は，取締役・監査役の任免などの権限を有し，会社組織と運営に関する基本・重要事項を決定できる「会社の最高機関」であるといえる。しかも，監査役は経営内では司法の立場にあるともいえよう[65]。

国家の司法権が専任的機関によって直接発動されるには，規制対象の行動が明確な違法・脱法であることなど一定の前提条件があるが，このような受動的な性格を持つ司法権は，すべての諸組織，諸個人に対して，常に目に見えざる無言の脅威と圧力を加えている[66]。こうした「目に見えざる無言の脅威と圧力」の最大の根源は，決して規制対象に対する不断の監視・監察ではなく，「処罰」そのものであると考えられる。

前述したように，現今の監査役は，会社における「第三の機関」として上位者である株主の代わりに下位者である取締役に検証・評価・指導を行って株主にその結果を意見として報告するのである。つまり，監査役は規制対象たる取締役に対して，人事権という「終極の処罰権限」を持たず，差止め請求権の発動などの場合を除き，原則として単に助言・勧告だけしかできないのである。

5．監査役位置づけの曖昧さの解消

監査役監査の本質は，①上位者である株主の代わりに下位者である取締役に対して業務の執行が適法かどうか，株主の利益に損害を及ぼさないかの監視・注意することであり，②計算および決算書類を検査することである。また，監査役は，取締役が株主総会に提出しようとする書類を検査し，株主総会にその意見を報告する[67]。換言すれば，監査役監査には２つの側面があると考えられる。１つは監視目的監査であり，もう１つは会計監査である。

（１）監査役監査の問題と難点

浦野(1970)によると，監視目的監査とは，不正・誤謬を発見，または不正・誤謬の発生を防止する目的の監査である[68]。つまり，その監査は，株主利益の保護を前提に，取締役の不正・不当行為を未然に防ぎ，ないし早期に発見し，損害を最小限に食い止めるため，取締役のすべての行為または活動を精密・常時に監視・注意・検査するものである。また，監視目的監査は，鳥羽・秋月(2001，2007)の論説によれば，一種の「行為の監査」でもある。人間の行為そのものを認識対象とし，取締役による「言明」自体が存在しないまま監査が求められるので，その実施に多くの困難を抱えるのである[69]。

取締役の職務執行のうち，会計に関する部分の監査については，監査役は必ずしも会計専門家ではないので，会計に関する議案・書類等を調査し，その結果を株主総会に報告するという職務を効果的に遂行するためには，公認会計士

65）日本監査研究学会・監査役監査研究部会(編)(1993)，p.9。
66）滝村(2003)，p.595。
67）ロエスレル草案第231条，明治32年法第183条を参照。
68）浦野(1970)，p.18-19。また，久保田(1974)によると，監査役監査には，現今の監査の生成期の頃に重視したところの「不正の摘発」という検視的監査(police audit)の色彩がある。久保田(1974)，pp.28-29。
69）鳥羽・秋月(2001)，pp.158-162。また，取締役の職務の執行にかかる「不正行為」および「法令若しくは定款違反行為」を監査主題とするのは，監査役監査の最も大きな特徴である。鳥羽(2007)，p.422。
70）旧商法監査特例法によって，大会社とは，資本の額が５億円以上または負債の合計額が200億円以上の株式会社である。現行の会社法における大会社についての規定は，以上の旧商法監査特例法の規定と変更はない。

などの専門家の協力が必要であろう。したがって，大会社の場合[70]，会計監査の執行に関して，まず第一次的に会計監査人が監査を行い，これを監査役がレビューするか会計監査人の監査結果を利用して監査役自ら監査を行うというのが一般的であるといえよう[71]。

また，株主総会の形骸化の結果，会社の経営者が実質的に監査役の人事権を握っているので，一般的に監査役は実効のない「役員のポスト」として受け取られているのである[72]。また，業務監査[73]については，実務上，取締役の行為を監査することには多大な困難が伴うので，実効性が期待できないといってもよいくらいである。

監査役の歴史をみれば，1880年代後半以降，イギリスの会社において監査役は会社の内部から離脱し，外部の会計士がこれを担うという方向へ展開し，会社内部のモニタリング機能は取締役会の監督に転換してきた[74]。これに対して，何度かの商法改正を経て，取締役会の監督，会計監査人の監査が導入されても，日本の株式会社の中に，監査役は依然として残されている。監査役監査は，「本来の外部監査へ移行するための変則的かつ経過的な監査形態であり，機能的限界が存在している（友杉 1993）」のである[75]。

その問題を解決するために，監査役の位置づけの曖昧さを解消しなければならない。解決策に関しては，基本的に２つの方向が考えられる。

（２）２つの改革方向

１つは，監査役を会社の監督機関へ転換させることである。三権分立の思考によれば，独立，分離された権力の主体は，充分な権限を擁しなければ権力のバランスが崩れ，相互の牽制効果が消える恐れがある。司法権の発動は受動的・消極的な性格を有するが，司法の主な作用は，規制対象に対して常に目に見えざる無言の脅威と圧力を加えることである。監査から監督へと転換し，監査役を経営者より上位に置き，是正権，人事権などを付与することによって，監査の間接性という限界を打破し，経営者の不正行為を未然に防止できるという積極性が生まれるだろう。

もう１つは，監査役に公認会計士を就任させることである。百合野（1993）は，監査役制度上の欠陥を克服するため，監査役には「公共的性格を有する，独立して実務を行う会計・監査の専門家」が就任すべきであると指摘している[76]。経営者が監査人の人事を掌握することによる弊害を回避し，適切・有効な監査が図られるという視点からみれば，監査役に公認会計士を就任させてよいと思われる。監査役が公認会計士で

71）日本監査研究学会・監査役監査研究部会（編）（1993），p.10。

72）現行法上，監査役の選任に関する議案を株主総会に提出し，また監査役の選任に関する議題請求および議案請求をする場合，監査役の同意を得なければならない（会社法 343 条）。つまり，一般の株式会社では監査役（２人以上の場合はその過半数）の同意，監査役会設置会社では監査役会の同意（過半数決議）を獲得する必要がある。しかし，日本の取締役の人事慣行によれば，監査役の候補者は一般的に社長・会長，あるいは取締役会・常務会が行うので，監査役にとって社長が監査の対象というよりも「上司」という意識が強いのであろう。西脇（1995），p.335。

73）久保田（1974）によると，「業務監査」という概念は商法上の概念ではない。しばしば取締役の職務の執行のうち，会計に関する職務の執行を除いた残りのすべての職務の執行に対して監査することが，監査役の業務監査であると解釈されているようである。業務監査には主に２つの分野がある。１つは，取締役が直接に職務を執行することに関する監査である。もう１つは，取締役が下部の業務を監督することに関する監査である。久保田（1974），p.17，p.94。

74）日本監査研究学会・監査役監査研究部会（編）（1993），pp.161-162。

75）同上書，p.2。

76）その提案について，百合野（1993）は①独立性を保持するために，監査役は独立の第三者とすること。②監査の実効を挙げるために，監査役は会計および監査の専門家とすること。③株式会社の公共性から考えると，監査役は公共的性格を有する人とすることという３つの理由を挙げている。同上書，p.164。

あれば，とくに会計監査の執行に関して，自らが独立して行うことができるので，会計監査人の監査結果を利用・レビューすることが不要となる。

経営者の職務執行を監査することを担う監査人が経営者より上位に置かれ，監査から監督へと転換する一方，会計監査を担う監査人に，公共的性格を有する，独立して実務を行う公認会計士を就任させるべきである。端的にいえば，アメリカ型のコーポレート・ガバナンス[77] に転換すべきであるという結論になると考えられる。

しかし，アメリカ型の取締役会の行う「監督」は，執行役である経営者を日々，直接的に積極的に監督することではない[78]。経営者の職務執行を有効に監督し，是正，人事などの権限を適切に発動するために，監査委員会の監査などに頼らなければならない。したがって，委員会設置会社においても，業務監査は依然として必要不可欠であろう。

6．おわりに

コーポレート・ガバナンス論の原点は，資本の管理・運用を委託した依頼人である株主が，いかにその委託を受けた代理人である経営者を有効に規律づけるのかについての議論である。

監査役の職務は，そもそも，株主の代表として経営者たる取締役の職務執行，および会社の財産・財務状況を監視・調査し，取締役が株主総会に提出しようとする書類を検査し，株主総会にその意見を報告するものである。また，監査役は，三権機関の１つとして，取締役の職務執行が違法または著しく不当な場合，指摘・差止めすることなどもできる。要するに，監査役は，株主監査人と会社の司法機関の役割を同時に担っており，会計監査のみではなく，株主の利益を保護するために，取締役の行為を常時・厳密に見張らなければならないのである。

本来，コーポレート・ガバナンスにおける監査役の主な役割は，株主が取締役を有効に規律づけられるように，欠かせない耳目となることであろう[79]。そして，立法者は，その株主の耳目が，株主全体の権益を確保でき，商業に熟知・精通する経営の専門家であると想定した。しかし，株式会社規模の巨大化，経営の専門化と複雑化が進んでいる状況において，監査役は監査に関する知識を必ずしも持たず，その地位を守るために取締役に迎合せざるを得ないという欠陥が露見した。

戦後，昭和 25 年の商法改正は，アメリカ型の取締役会の監督制度を導入した結果，従来の三権分立的な発想に基づいて置かれていた監査役の権限も会計監査のみに縮小した。昭和 49 年の改正商法により，監査役の業務監査が復活し，監査役の地位と権限が大幅に強化され，大会社の監査役は会計の監査はもっぱら会計監査人に任せたので，主として業務監査に専念することとなった[80]。しかし，法の理念と経営実態

77）アメリカ型のコーポレート・ガバナンスを採用した監査委員会設置会社では，監査職能に従事する取締役（監査委員）が，同時に監督職能を兼務する。鳥羽（2007），p.145。

78）アメリカにおいては，取締役会の行う監督（oversee）という概念は，一般的な観察と監視（general observation and oversight）であり，積極的な監督（active supervision）や日々の監視（day-to-day scrutiny）ではない。監督は，通常は主要上級役員を直接的に積極的に監督するのではなく，主要上級役員の業績を評価する間接的方法により，合理的な職務上の業績期待を達成できない者を交代させることとなる。森田（2007），p.39。

79）企業不祥事が相次ぐのは，企業情報を求めず，経営のモノを言わない株主がいる一方，株主の利益を軽視し自己利益をはかる経営者がいるからである。今福（編著）（2003），p.86。ただし，前述したように，資本市場の活発化による機関投資家など「ものいう株主」は急速に増加してきている。この状況では，監査役は，株主の代表として経営者の職務執行，会社の財務状況などを監査することを通じて，経営者を牽制することが可能であるのみならず，企業情報の提供を通じて情報の非対称性を緩和することもできると考えられる。

80）松井（1995），p.344。

の乖離が存在することにより，監査役は期待される機能を十分に発揮し難い状況にあるといえよう。

コーポレート・ガバナンスの視点から見れば，監査役の位置づけの曖昧さの解消について，本小稿は２つの方向を提示した。業務監査に関しては，監査から監督へ，監査役が監査委員に転換する一方，会計監査に関しては，会計・監査の専門家である会計監査人に託してよいのである。要するに，株主総会・取締役会・執行役という一元的なコーポレート・ガバナンスを採用すべきであると考えられる。

しかし，一元的なコーポレート・ガバナンスにおいては，いかに強大な権限を監査委員(会)に与え，その独立性を要求したとしても，実務上，業務監査自体が大きな困難を伴うので，確実な効果を期待できるとはいえない。これは，監査職能と監督職能を兼ねる監査委員会にとって避けられない問題であるといえよう。こうした状況では，監査委員会(監査役も同様)の実効性を確保するために，業務監査にかかる根本的問題を克服しなければならないだろう。業務監査，とくに取締役，執行役の職務の執行をいかに有効的に監査するかの解明を，今後の研究課題としたいと思う。

参考文献

青木昌彦，ヒュー・パトリック(編著)，東銀リサーチインターナショナル(訳)(1996)『日本のメインバンク・システム』東洋経済新報社(Aoki, M & Patrick, H.T.(1994) *The Japanese Main Bank System: Its Relevance for Developing and Transforming Economies.* Oxford University Press)

伊丹敬之，加護野忠男，伊藤元重(編)(1993)『日本の企業システム――①企業とは何か』有斐閣

伊丹敬之(2000)『日本型コーポレート・ガバナンス――従業員主権企業の論理と改革』日本経済新聞社

今井宏等(著)(1984)『注釈株式会社法(上巻)』有斐閣

今福愛志(編著)(2003)『企業統治と会計』(クローズアップ・現代会計２)東京経済情報出版

浦野雄幸(1970)『株式会社監査制度論』商事法務研究会

奥村宏(1992)『会社本位主義は崩れるか』(岩波新書)岩波書店

奥島孝康(編)(1996)『コーポレート・ガバナンス――新しい危機管理の研究』金融財政事情研究会

小田切宏之(1994)，「経済学の視点からみたコーポレート・ガバナンス」『ジュリスト』(No.1050)(特集・コーポレート・ガバナンス)pp.82-87

加護野忠男(1994)「経営学の視点からみた企業のガバナンス」『ジュリスト』(No.1050)(特集・コーポレート・ガバナンス)pp.88-93

川北英隆(1994)「株主構成――現状と将来」『ジュリスト』(No.1050)(特集・コーポレート・ガバナンス)pp.44-49

岸田雅雄(1996)『法と経済学』(新法学ライブラリ)新世社

菊澤研宗(2004)『比較コーポレート・ガバナンス論――組織の経済学アプローチ』有斐閣

堀口亘，庄政志，川村正幸，土橋正(著)(1985)『会社法』(基本法学双書)青林書院

久保田音二郎(1974)『監査役監査制度』税務経理協会

桑原武夫・前川貞次郎(訳)(1954)『社会契約論』(岩波文庫)岩波書店

小林秀之(編著)(2006)『新会社法とコーポレート・ガバナンス(第２版)――委員会設置会社 VS 監査役設置会社』中央経済社

佐久間信夫(編著)(2003)『企業統治構造の国際比較』ミネルヴァ書房

Jensen, M. C., & Meckling, W.(1976) “Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs and Ownership Structure,” *Journal of Financial Economics*, Vol. 3, No. 4, pp. 305-360.

Shleifer, A & Vishny, R. W.(1997) “A Survey of Corporate Governance.” Clarke, T.(ed.)(2005), *Corporate Governance: Critical Perspectives on Business and Management.*(Vol. 2. *Anglo-American Corporate Governance*). Routledge

Press. pp.3-54
社団法人日本監査役協会・監査役スタッフ研究会(関西支部)(2007)「社外監査役の活動と監査役スタッフの役割」『月刊監査役』No.533　別冊付録，第2部分，pp.1-50
重泉良徳(2004)『監査役監査のすすめ方』(5訂版)税務経理協会
鈴木淑美(訳)(2003)『巨大企業が民主主義を滅ぼす』早川書房(Hertz, N.(2001)*The Silent Takeover: Global Capitalism and Death of Democracy*. William Heinemann Ltd.)
滝村隆一(2003)『国家論大綱(第一巻・上)』勁草書房
武井一浩，八田進二，大久保博司(2007)「〈第64回監査役全国会議・鼎談〉内部統治と監査役の果たすべき役割」『月刊監査役』No.529，2007.7.25，pp.4-23
鳥羽至英(2007)『内部統制の理論と制度――執行・監督・監査の視点から』国元書房
鳥羽至英，秋月信二(2001)『監査の理論的考え方』森山書店
友岡賛(2006)『会計の時代だ――会計と会計士との歴史』(ちくま新書)筑摩書房
仲田正機(編著)(2005)『比較コーポレート・ガバナンス研究日本・英国・中国の分析』中央経済社
仁田道夫(1994)「日本の労使関係とコーポレート・ガバナンス」『ジュリスト』(No.1050)(特集・コーポレート・ガバナンス)pp.34-38
日本証券経済研究所・証券取引法研究会国際部会(訳編)(1994)『コーポレート・ガバナンス――アメリカ法律協会コーポレート・ガバナンスの原理:分析と勧告の研究』日本証券経済研究所
日本監査研究学会・監査役監査研究部会(編)(1993)『監査役監査』第一法規出版
西脇敏男(1995)「監査制度の改正とコーポレート・ガバナンス――平成五年商法改正を契機として」『田中誠二先生追悼論文集――企業の社会的役割と商事法』経済法令研究会，pp.329-342
野村敬造(1976)『権力分立に関する論考』法律文化社
花崎正晴，寺西重郎(編)(2003)『コーポレート・ガバナンスの経済分析――変革期の日本と金融危機後の東アジア』東京大学出版会
Berle, A.A.J. & G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, rev. ed., 1950
松井一郎(1995)「監査役の根本問題」『田中誠二先生追悼論文集――企業の社会的役割と商事法』経済法令研究会，pp.343-354
水口宏(1994)『会社運営と株主の地位』商事法務研究会
宮島司(2006)『新会社法エッセンス(第2版)』弘文堂
森田章(2007)「社外監査役か社外取締役のいずれがよいか」『月刊監査役』No.527　別冊付録，pp.39-45
吉川満(1994)，「米国におけるコーポレート・ガバナンス」『ジュリスト』(No.1050)(特集・コーポレート・ガバナンス)pp.63-68